

## 獣医学関係学部・学科の定員抑制についての経緯

### ○高等教育懇談会報告

「高等教育の計画的整備について－昭和50年代前期計画－」（昭和51年3月）

#### 【基本方針】

18歳人口がおおむね150万人～160万人台で推移するとともに、進学率が停滞傾向にあることを踏まえ、量的充実より質的充実を推進。

### ※「高等教育計画」とは

高等教育機会の地域間格差や私学における教育研究条件面での問題等に適切に対応し、均衡のとれた高等教育の発展を図るために実施

### ○獣医師問題検討会報告書「獣医師の需給見通しについて」

（昭和51年3月）**農林水産省**

#### 6. 獣医師需給の見通し

本検討会では、将来における獣医師需給は15,000～21,000人（昭和49年12月現在対比67～94%）程度と見通した。

### ○獣医学教育の改善に関する会議「獣医学教育の改善について」

（昭和54年6月）**文部省**

本会議では先の調査研究会議の報告の趣旨を体し、学部6年制への移行を目指し速やかに獣医学教育体制の充実を図るべく、その適正規模及び全国的配置について検討した。

#### （1）学生数の規模について

獣医学関係学部・学科は、獣医学の研究の推進に加えて獣医師養成という社会的な使命を担っており、その適正規模・適正配置を検討するに当たっては、将来における獣医師の各分野における社会需要の見通しを考慮する必要がある。農林水産省の調査によれば、将来における獣医師の需要数は約22,000人と推定されている。現状における我が国の獣医学関係学部・学科の入学定員は930名（国立330名、公立40名、私立560名）であるが、農林水産省の調査結果を基に考えれば、現時点では少なくとも現在の定員規模の拡大を特に図る必要はないものと考えられる。

○大学設置審議会大学設置計画分科会  
「昭和61年度以降の高等教育の計画的整備について」（昭和59年6月）

【基本方針】

18歳人口が平成4年にピーク（205万人）に達することを踏まえ、質的充実と併せ恒常的定員と期間を限った定員（臨時的定員）増による量的充実を推進

(3)特色ある高等教育機関の整備

なお、計画的な人材養成が必要とされる分野のうち、医師、歯科医師、獣医師、教員及び船舶職員の養成については、おおむね必要とされる整備が達成されているので、その拡充は予定しないこととする。

○大学審議会答申「平成5年以降の高等教育の計画的整備について」  
(平成3年5月)

【基本方針】

18歳人口が急減し規模の縮小が見込まれる時期においては従来のような計画的な整備目標の設定は適当でないことから、全体規模の想定を行い、これに基づいて施策を実施。

大学等の新增設及び定員増については原則抑制。抑制の例外として、社会的要請等に配慮。

2 大学等の地域配置及び専門分野構成について

(3)②(前略)なお、医師、歯科医師、獣医師、教員及び船舶職員の養成については、おおむね必要とされる整備が達成されているので、現行計画に引き続き、その拡充は予定しないこととするが、看護職員についてはなお整備を図る必要がある。

○平成12年度以降の高等教育の将来構想について(平成9年1月) **文部省**

【基本方針】

18歳人口が減少し規模の縮小が見込まれる時期においては計画的な整備目標を設定することは適切ではないことから全体規模の試算を行い、これに基づいて施策を実施。

大学等の全体規模及び新增設については抑制的に対応。抑制の例外として扱われてきた事項については、ある程度弾力化。

臨時的定員は5割まで恒常定員化を認めつつ16年度位までの間に解消。

○中央教育審議会答申「大学の質保証に係る新たなシステムの構築について」  
(平成14年8月)

2 設置審査の抑制方針の見直し

(2)(略)なお、医師、歯科医師、獣医師、教員及び船舶職員の養成に係る大学、学部等については、過去の高等教育計画において計画的な人材養成が必要とされた分野のうちおおむね必要とされる整備を既に達成したこと、及びそれらの分野についての人材需給に関する政策的要請があることから、現在は全く新增設等を認可していない。このような規模や分野に関する現在の規制を残すことについては、大学の質の保証のために実施するものである設置認可制度の改善の趣旨を徹底する観点からは問題があるが、それぞれの分野における政策展開に密接な関連を有するものであるため、設置認可制度の改善の観点のみから、これらの取扱いを変更することは困難と考えられる。こうした例外分野の取扱いについては、今後、高等教育のグランドデザインの一環として高等教育における人材養成の在り方を検討する中で更に検討する。

○「大学、大学院、短期大学及び高等専門学校を設置等に係る認可の基準」  
(平成15年3月31日 文部科学省告示第45号) **文部科学省**

第1条 文部科学大臣は、大学、短期大学及び高等専門学校(以下この条及び附則第2項において「大学等」という。)並びに大学院に関する学校教育法(以下「法」という。)第4条第1項の認可(設置者の変更及び廃止に係るものを除く。次条第1号を除き、以下同じ。)の申請の審査に関しては、法、大学設置基準、高等専門学校設置基準、大学院設置基準、短期大学設置基準、大学通信教育設置基準、短期大学通信教育設置基準、専門職大学院設置基準その他の法令に適合すること及び次に掲げる要件を満たすことを審査の基準とする。

二 歯科医師、獣医師及び船舶職員の養成に係る大学等の設置若しくは収容定員増又は医師の養成に係る大学等の設置でないこと

○中央教育審議会答申「高等教育の将来像」(平成17年1月)

抑制方針が維持されている医師、歯科医師、獣医師、教員及び船舶職員の5分野の取り扱いについては、人材需給見通し等の政策的要請を十分に見極めながら、抑制の必要性、程度や具体的方策について、必要に応じて個別に検討する必要がある。

## ○ 獣医師の需給に関する検討会「報告書」（平成19年5月）農林水産省

### 5 まとめ

本検討会による検討の結果、2040年までの期間に獣医事に従事する獣医師の供給総数は32,000人でほぼ一定であるのに対し、診療業務に従事する獣医師については、小動物診療獣医師は2006年現在の約13,200人から約16,400人に増加し、産業動物獣医師は約4,200人から約3,100人に減少することが予測された。

必要獣医師数は、産業動物獣医師については約4,000人で一定であるが、小動物診療獣医師については、犬猫1頭当たりの年間診療回数及び小動物診療施設における診療の効率化の動向により変化することが予測された。

(略)

産業動物診療獣医師の供給は、家畜の飼養頭数について政策目標値を勘案するか否かにかかわらず需要を下回り、産業動物獣医師の不足が発生するものと推計された。その原因は獣医師の活動分野間の偏在であり、現状では新規参入者の過半数が小動物診療分野を活動分野として選択しており、今後の新規参入者の小動物診療分野への集中が進むものと予測されるためである。同様に畜産分野、公衆衛生分野等の公務員獣医師の確保も今後難しくなっていくものと考えられる。

## ○ 獣医学教育の改善・充実にに関する調査研究協力者会議

「獣医学教育の改善・充実について」（平成23年3月）文部科学省

### 4. 改善の具体的方策

(3) 教育研究環境の充実に向けての国の取組や今後の展望について

○ また、獣医学科等の入学定員は、大規模な者と小規模なものにわけられるが、これらが同一の条件下で質の高い教育プログラムを提供することは実際上困難であると考えられるため、教育の質保証の観点から、獣医学科等の適切な規模について実証的に検討する必要があるとの意見があった。また、その際には、教員数と学生数の適切な比率についての検討も重要であるとの意見もあった。

○ さらに、冒頭の獣医学教育を取り巻く状況の変化で述べた通り、獣医師に求められる役割は、人獣共通感染症や新興・再興感染症に対する備え、医薬品の開発、食品安全の対応など、我が国の国民の健康と安全に関わる重大なものであり、EUやOIEなど獣医学教育の国際的な質保証の取組が行われている中で、我が国の獣医学教育の改善・充実は喫緊の課題である。

現在、国において新成長戦略としてライフイノベーションの実現に向けた取組が進められているが、その動向や本報告で提言した改革の成果を勘案して、今後の獣医師養成の在り方について、引き続き検討していくことが求められる。

## ○獣医学教育の改善・充実に関する調査研究協力者会議

「これまでの議論の整理～教育改革の進捗状況と獣医師養成の在り方について～」

(平成25年4月) 文部科学省

### (2) 今後の獣医師養成の在り方

#### 【定員の在り方について】

(略) 獣医系大学全体として定員を管理していく仕組みについては基本的にこれを継続するとの前提に立って、現行の定員の在り方の見直しについても検討を行った。

まず、獣医学教育の改善を進めるという観点から、獣医系の学部・学科の入学定員の合計が930人であるにもかかわらず、実際には各大学で入学定員を超える数の学生を入学させている現状について議論になった。この件に関しては、私立大学の定員超過に対して私学助成制度における厳格な対応が進展してきたことと、私立獣医系大学が自助努力を重ねてきたこととが相まって適正化する傾向にあることも踏まえ、今後、各大学の入学定員について、より厳格な管理を行うことが必須であるという共通認識を得た。

会議では、今後、入学定員管理の厳格化を進める中で獣医師の供給が減って需給バランスを崩し、ひいては各地域・各職域で獣医師不足が発生するようなことがあっては本末転倒であるとして、入学定員の増加を考える必要があるとの意見が出た。また、前述のようなライフサイエンス分野での積極的な展開を前提として入学定員の増を考えるべきとの意見もあった。さらに、ヨーロッパ諸国における単位人口あたり獣医師数を踏まえれば、わが国にはまだ入学定員を増加させる余地がある、との意見もあった。

また、ここ数十年にわたり、小動物臨床に従事する者が大幅に増えた一方で、養成規模の拡大がなかったため、それまで獣医師の資格を持つ者が担当してきたライフサイエンスや公衆衛生に係る職域が縮小したとの指摘もあったことを受け、増加した入学定員について、まず既存大学に振り分け、残余分についてライフサイエンスや公衆衛生に特化した獣医系大学を新設してこれを吸収すべきとの考え方も示された。

一方、会議では、入学定員の増加には慎重であるべきとする意見も強く主張された。その多くは、教育改善を目指すこれまでの努力に水を差すべきではないとの考え方に立ち、教員の確保や教育水準の向上への取組が途中段階のまま学生定員を増やせば教育の質が低下することは避けがたいとするものであった。また、将来的に各分野の獣医療の需要が減少することが予想される中、現在の獣医師の需給状況を前提として議論を進めることは適当ではないとする意見もあった。

(中略)

委員からはこのほか、問題とすべきは「獣医師不足」ではなく「獣医師の地域偏在が生じている現状」であり、その解決策として、特定地域において特定分野の獣医師になることを条件とした受入れ枠を設けることも一案との意見もあった。また、日本の方が米国よりも単位人口あたり獣医師数が多いことや、我が国の公務員獣医師比率が他国に比べて極めて高いこと等についても十分に織り込んで慎重に議論すべきとの指摘もあった。

なお、定員増に慎重な立場をとる委員からも、単独での努力によって教員数の増を達成した大学については、教育の質を担保できると考えられる範囲内で入学定員増を許容すべきであり、それこそが、そうした努力を評価することにつながり、ひいては競争的環境の醸成を促す効果があるとの意見があった。

## ○ 獣医学教育の改善・充実に関する調査研究協力者会議

「議論のまとめ」（平成26年6月）文部科学省

### 2. 今後の獣医系大学の入学定員の在り方について

本会議としては、今後の獣医系大学の定員の在り方を検討するに当たり考慮すべき要因を整理したところであるが、今後の獣医系大学全体の定員の在り方については、定員管理の仕組みは維持する一方で、具体的な定員数については、診療獣医師だけでなく、ライフサイエンスなどの新たに対応すべき分野も含め、種々の増減要因等を総合的に勘案して決定することが望ましいと考える。また、獣医学教育をめぐる様々な社会環境は、今後とも絶えず変化することが予想されるところであり、定員の在り方については、その状況に応じ、適宜適切な時機に見直しが行われることが必要である。

ただし、獣医師免許を必要としない研究者・大学教員をはじめとする研究職の分野については、その具体的な需要について数量的に把握することは極めて困難との見通しも示されている。また、現在の獣医系学部は獣医師養成を主たる目的とするものであることから、ライフサイエンス分野への展開についてその延長線上で考えることには自ずから限界があるものとする。このため、この後に述べる大学院段階の教育も活用しながら、今後、ライフサイエンス分野をはじめとする新しいニーズに対応できる人材の育成に努めることも、獣医学教育の新たな展開として期待されるところであるとする。